明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○薬事法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**七二）　一

〔告　示〕
○誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件（**総務**二一四）　二
○特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件（**同**二一五）
○広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件（**同**二一六）
○超音波洗浄機の型式を指定した件（**同**二一七）　三
○超音波ウエルダーの型式を指定した件（**同**二一八）
○電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式を指定した件（**同**二一九）
○無電極放電ランプの型式を指定した件（**同**二二〇）
○電子レンジの型式確認の届出があった件（**同**二二一）
○電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件（**同**二二二）
○電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称を変更した件（**同**二二三、二二四）　四
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**法務**三一三）　五
○日本国に帰化を許可する件（**同**三一四）
○災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件（**農林水産**一一八三）　六
○保安林の指定をする件（**同**一一八四～一一八六）
○保安林の指定を解除する件（**同**一一八七～一一八九）
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一二三）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**一一五）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**近畿地方整備局**一八六）　八
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**同**一八七、一八八）
○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名を変更した件（**同**一八九）　九

〔国会事項〕　一〇

〔叙位・叙勲〕　一一

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕
法　務
公証人死亡（法務省）　一二

〔資　料〕
閣議決定等事項　一二

〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一二
**会社その他**　三

## 省　令

### ○厚生労働省令第七十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十条の二第二項及び第八十二条の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百七十四条第一号中「及び原理が異なる機械器具等」を「、使用方法、効能、効果、性能等が異なる機械器具等（既に製造販売の承認又は認証を与えられている医療機器と構造、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められるもの、人の身体に直接使用されることがないもの、法第十四条の九第一項に規定する医療機器及び法第二十三条の二第一項に規定する管理医療機器その他これらに準ずるものを除く。）」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「及び原理が異なる」を「、使用方法、効能、効果、性能等が明らかに異なる」に、「及び原理が同一の機械器具等（前二号に掲げるものを除く。）」を「、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められる機械器具等」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の日前に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十条の二第二項の規定により計画の届出がされた治験に係る薬事法施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。